

「さいたま市区における総合行政の推進に関する規則」に
基づく要請に対する検討結果等（調査票）

・区政に関する広聴事業として「意見交換会」実施時に聴取した内容

実施日	広聴事業名	No	要望内容
令和2年10月10日(土)	令和2年度 事例研究のつど い&特別講演会	1	彩の国さいたま芸術劇場の避難所指定について

・令和3年9月1日現在の対応または検討結果について回答してください。

回 答 （貴課における対応または検討結果内容について）	
<p>本市では、災害時に、住宅の焼失、倒壊等により生活の場を失った人を収容・保護し、一時的に生活が可能となる機能をもつ施設を避難所として指定しており、市立学校や公民館など、現在260箇所を指定しています。</p> <p>避難所の指定にあたっては、災害時に市職員等により速やかに開設が可能であり、被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有している等の基準に加え、市全体の避難所の配置場所等も考慮し指定しています。</p> <p>彩の国さいたま芸術劇場については、県有の施設であり、集客施設であることから災害発生時に避難所として速やかに開設することは難しく、近隣の与野西中学校を避難所として既に指定していることから避難所に指定はしていません。</p> <p>その他、荒川の氾濫等が想定されるような大規模災害時には、西区や桜区からの広域避難が可能となるよう、本市と埼玉県、芸術劇場との間で、車避難者のために芸術劇場の駐車場を開放いただく協定を令和2年度に締結しています。</p>	
担当課	総務局 危機管理部 防災課 中央区役所 区民生活部 総務課